

令和 3 年第 3 回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第 6 4 号 別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議第 6 5 号 別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議第 6 6 号 別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 6 7 号 別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 6 8 号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 6 9 号 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて
- 議第 7 0 号 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて
- 議第 7 1 号 市長専決処分について
- 議第 7 2 号 令和 2 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 7 3 号 令和 2 年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 7 4 号 令和 2 年度別府市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 7 5 号 令和 2 年度別府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 7 6 号 令和 2 年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 7 7 号 令和 2 年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 7 8 号 令和 2 年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 7 9 号 令和 2 年度別府市水道事業会計決算の認定について
- 議第 8 0 号 令和 2 年度別府市公共下水道事業会計決算の認定について

議第64号

別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項について規則に委任することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

正規の勤務時間以外の時間における勤務の時間数の上限その他必要な事項は、規則で定めることとします。(第8条関係)

3 施行期日 公布の日

4 担当課 総務部職員課

議第65号

別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員の特殊勤務手当の特例を定めることに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

次の各号に掲げる作業の区分に応じ、1日につき当該各号に定める額の感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給することとします。(附則第3項―第5項関係)

(1) 新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるもの 3,000円
(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)

(2) 新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業(前号に掲げるものを除く。)のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、市長が定めるもの 1,000円(新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円)

3 施行期日 公布の日(令和2年11月1日から適用)

4 担当課 総務部職員課

議第 66 号

別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 趣旨

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部が改正され、書面の作成等について、書面に代えて電磁的記録により行えることが定められたこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 電磁的記録に関する規定を加えます。（第 53 条関係）
- (2) その他字句の整理等を行います。

3 施行期日 令和 3 年 10 月 1 日

4 担当課 市民福祉部子育て支援課

議第 67 号

別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

北浜温泉を廃止することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 温泉施設の休館日を定める第 18 条の 2 第 1 項の表から北浜温泉の項を削ります。
- (2) 温泉施設の開館時間を定める第 18 条の 3 第 1 項の表から北浜温泉の項を削ります。
- (3) 利用料金制度の対象温泉施設を定める規定中、北浜温泉に係る部分を削ります。（第 29 条の 2 関係）
- (4) 温泉施設名及びその位置を定める別表第 1 から北浜温泉の項を削ります。
- (5) 温泉施設の使用料を定める別表第 3 から北浜温泉に係る部分を削ります。

3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

4 担当課 観光・産業部温泉課

議第 68 号

別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

亀川地区市営住宅集約建替事業により建設をしていた市営住宅が完成することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

市営住宅の名称及び位置を次の表のとおり改めます。(別表関係)

旧		新	
名称	位置	名称	位置
市営亀川住宅 A	別府市大字内竈 1, 2 2 6 番地	(旧) 市営亀川住 宅 A	別府市大字内竈 1, 2 2 6 番地
市営亀川住宅 B	別府市大字内竈 1, 2 2 6 番地	(旧) 市営亀川住 宅 B	別府市大字内竈 1, 2 2 6 番地
市営亀川住宅 C	別府市大字内竈 1, 2 2 6 番地	(旧) 市営亀川住 宅 C	別府市大字内竈 1, 2 2 6 番地
市営亀川住宅 D	別府市大字内竈 1, 2 2 6 番地	(旧) 市営亀川住 宅 D	別府市大字内竈 1, 2 2 6 番地
市営亀川住宅 E	別府市大字内竈 1, 2 2 6 番地	(旧) 市営亀川住 宅 E	別府市大字内竈 1, 2 2 6 番地
		市営亀川住宅 A	別府市大字内竈 1, 2 5 6 番地
		市営亀川住宅 B	別府市大字内竈 1, 2 5 6 番地
		市営亀川住宅 C	別府市大字内竈 1, 2 5 6 番地
		市営亀川住宅 D	別府市大字内竈 1, 2 5 6 番地

3 施行期日 令和3年11月1日

4 担当課 建設部施設整備課

議第69号

旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて

1 趣旨

大分県が実施する境川砂防堰堤事業で対象土地が用地買収されることに伴い、

その旧慣を廃止することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

(1) 対象土地

所在	地番	地目	実測面積
別府市大字南立石字長谷川	6番1	保安林	8,515.36㎡

(2) 旧慣を廃止するための事項

南立石財産管理委員会に対して、金3,001,442円を交付する。

3 担当課 観光・産業部農林水産課

議第70号

旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて

1 趣旨

大分県が実施する境川砂防堰堤事業で対象土地が用地買収されることに伴い、その旧慣を廃止することについて地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

(1) 対象土地

所在	地番	地目	実測面積
別府市大字鶴見字大平	4550番1	原野	4,921.36㎡

(2) 旧慣を廃止するための事項

扇山採草組合に対して、金1,771,689円を交付する。

3 担当課 観光・産業部農林水産課

議第71号

市長専決処分について

1 趣旨

今後の新型コロナウイルスワクチンの接種及び第49回衆議院議員選挙の執行に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和3年度別府市一般会計補正予算（第5号）

(2) 処分年月日 令和3年7月29日

3 担当課 企画戦略部財政課

議第72号～議第80号

令和2年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度別府市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度別府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度別府市水道事業会計決算の認定について

令和2年度別府市公共下水道事業会計決算の認定について

1 趣旨

- (1) 地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度別府市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度別府市水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。